

## 新型肺炎で訪日旅行者は年間 310 万人減少のおそれ ～SARS 流行時との比較でみたインバウンドへの影響

2020 年 3 月 3 日

株式会社三井住友トラスト基礎研究所

投資調査第 2 部 研究員 荻島 駿

(E-mail: [ogishima@smtri.jp](mailto:ogishima@smtri.jp))

- 2003 年における SARS (重症急性呼吸器症候群) 流行時におけるインバウンドへの影響を考察し、同程度の割合での落ち込みが生じた場合の 2020 年への影響を試算。
- SARS 流行時における中国からの旅行者の減少は、仮に SARS がなかった場合と比較して、最大で単月 ▲66%程度。
- SARS 流行時と同様の想定で 2020 年への影響を試算すると、中国人旅行者の減少は年間で 135 万人程度、訪日客全体では 311 万人程度と予測される。
- ただし、今回の新型コロナウイルスについては、無症状患者からの感染や再感染の可能性、またそれらを踏まえての各国での大幅な移動制限から、インバウンドへの影響は SARS 以上となる可能性が高い。本稿の数字はあくまで最低限の影響として捉えた上で、今後の動向を注視していく必要がある。

新型コロナウイルスの感染は足下でも拡大しており、経済的にも大きな影響が懸念されている。中でも特に、中国及びアジア地域からのインバウンドの減少は、宿泊・小売業等の国内サービス業に打撃を与えるとみられるが、一方でその影響の大きさについて正確に予測することは難しい。

本レポートでは、ひとつのベンチマークとして 2003 年における SARS (重症急性呼吸器症候群) 流行時におけるインバウンドへの影響を考察し、同程度の割合での落ち込みを想定した場合の 2020 年への影響を試算する。

### ■ 2003 年 SARS 流行時におけるインバウンドの動向

まずはじめに 2003 年の SARS 流行時における訪日外客数の推移を、主な国・地域毎にみてみよう(図表 2)。訪日外客数の実績値(月次、季節調整値)を、長期トレンド(2003～2019 年の実績値を HP フィルタにより平滑化)と比較してみると、感染者数が特に多い中国・香港を中心に、2003 年 4～6 月にかけて大幅な落ち込みがみられる。台湾・シンガポールについても、30 人以上の死者が出ており(図表 1)、旅行者数ははっきりと減少している。韓国については、感染者が 3 人と少ないことから、他国に比べ影響は限定的だったものと考えられる。その他の国・地域でも、43 人が死亡したカナダをはじめ、世界的な流行がみられたことから、旅行者数は下落している<sup>1</sup>。

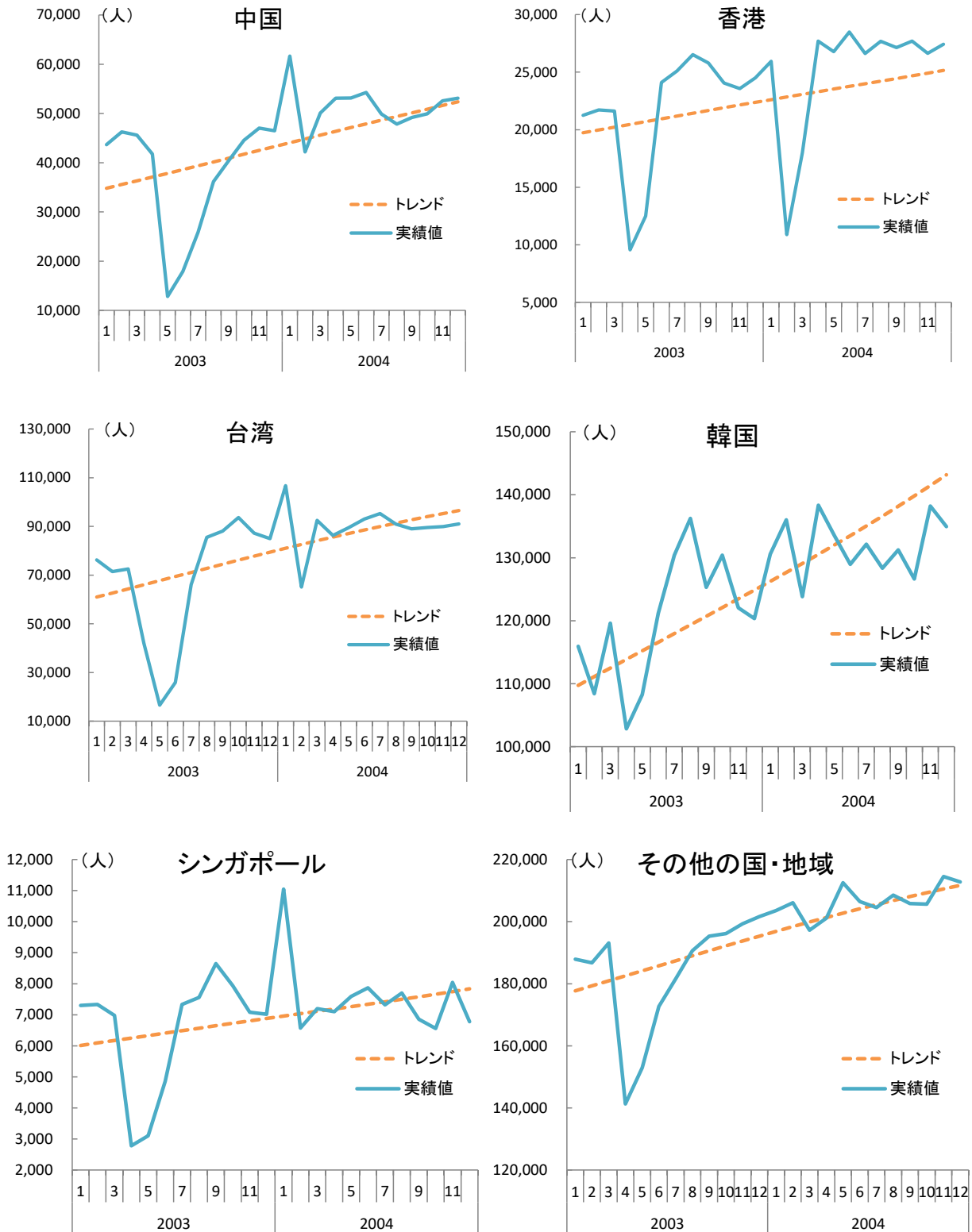
図表 1. 主な国・地域における SARS による被害

	中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	カナダ
感染者数 (人)	5,327	1,755	346	3	238	251
死亡者数 (人)	349	299	37	0	33	43

出所) WHO 公表資料をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

<sup>1</sup> なお、これらの旅行者数減少に関しては、SARS の影響のみでなく、同時期に行われたイラク戦争(3 月開戦～5 月終結宣言)の影響も一定程度含まれていることには留意が必要である。ただし、両者の切り分けが困難であることに加え、足下での新型コロナウイルスは SARS 以上の影響が予想されることから、本レポートにおいてはイラク戦争の影響によるインバウンド減少分も特段の切り分けをせずに扱っていく。

図表 2. 2003 年の SARS 流行時における訪日旅客への影響



出所 日本政府観光局 (JNTO) 「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 実績値は三井住友トラスト基礎研究所による季節調整値。トレンドは季節調整値を時系列フィルタリングにより平滑化したもの。

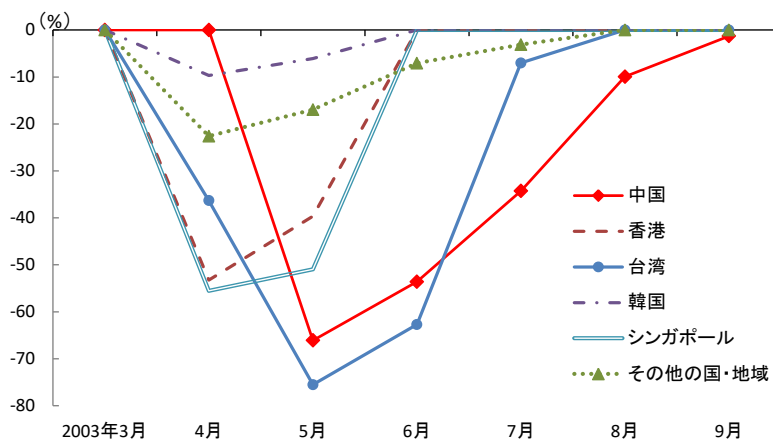
## ■ SARS によるインパクトとその推移

上述した訪日外客数の実績とトレンドを比較して、SARS の発祥以降、トレンド対比での訪日外客数へのインパクトとその時系列での推移をみてみよう(図表 3)。これは、「もし SARS が起こらなかった場合と比較して、訪日客数が何%下落したか」を表すものと捉えられる<sup>2</sup>。

SARSによるインバウンドの下押しは、WHO による渡航自粛勧告の翌月である2003年4月から、終息宣言が出される7月の概ね4か月の間、影響が続いている(図表 4)。一方でインバウンドの減少のピーク時期は、国・地域によりややずれがあり、中国と台湾は他の地域に約1か月遅れて影響のピークが来ている。これは、香港やシンガポール、カナダ等の地域ではSARS 流行のピークが4月だったのに対し、中国本土や台湾でのピークはそれより遅れた5-6月だったことが原因とみられる。今回の新型コロナウイルスについても、中国以外の国・地域に感染が広く拡大した場合、中国での感染拡大のピークアウト後も影響が持続する可能性がある。

また、台湾については、感染者・死者数でみた影響は中国本土や香港と比較して小さいのに対し、インバウンドへの影響は大きい(ピーク時で約▲75%の減少)。台湾はWHOの加盟が認められていないことから、感染症の拡大に対し他地域以上に強い懸念を抱く人が多い可能性がある。

図表 3. SARS による訪日客数へのインパクト(対トレンド比、%)



出所) 三井住友トラスト基礎研究所

図表 4. SARS 流行の経緯

2002年	11月16日	中国広東省で最初の症例が報告される
2003年	2月～	中国国内で感染拡大
	3月15日	WHOによる感染拡大地域への渡航自粛勧告
	7月5日	WHOによる終息宣言

出所) 各種公表情報をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

<sup>2</sup> 具体的には、前掲図表 2 における「(実績値-トレンド)/トレンド」としてインパクトを算出したもの。

## ■ 新型コロナウイルスの影響試算

前述までの SARS 流行時の影響もとに、仮に同程度の影響が生じた場合の 2020 年のインバウンドへの影響を試算してみよう。具体的には、下記的前提を置いた上で試算を行っている。

### < 訪日外客数予測の前提 >

- ベースとなる予測(仮に新型コロナウイルスが発生しなかった場合の予測値)は、2019 年 12 月までの実績値を ARIMA モデルにより延伸(実績値のトレンドを機械的に延伸したもの)
- 新型コロナウイルスの影響については、2020 年 2 月以降に、上記ベース予測との対比で以下のインパクトを想定
  - 中国: SARS 発生時における中国・台湾からの旅行者と同程度の影響(発生後、1 か月目に▲71%、2 か月目に▲58%の下落。影響は発生 5 か月目までにかけて徐々に減少していく。)
  - 中国以外の国・地域: SARS 発生時における香港・シンガポールからの旅行者と同程度の影響(発生後、1 か月目に▲54%、2 か月目に▲45%の下落。)
- 加えて、韓国については、2019 年夏以降の日韓関係悪化に伴う影響が、2020 年末にかけて徐々に解消していくことを想定。

試算の結果をまとめると、下記(及び図表 5, 6)のとおり。

### < 予測結果の概要 >

- 各国・地域ともに、一時的には 2015 年の旅行者数を下回る水準まで低下することが見込まれる。各国・地域毎の予測結果は次頁のとおり(図表 6)。
- 影響の大きさを 2020 年の 1 年間のベースで見ると(図表 5)、
  - 中国人旅行者の減少は、新型コロナウイルスがなかった場合と比較して年間で▲12%(135 万人の減少)。またそれによる消費の落込みは約 2870 億円。
  - インバウンド全体での影響は、新型コロナウイルスがなかった場合と比較して年間で▲9%(311 万人の減少)。またそれによる消費の落込みは約 4920 億円。
- ただし、上記の結果はあくまで「SARS と同程度」という前提のもの。影響が拡大・長期化すればこれ以上の被害も十分起こりうることに留意が必要。

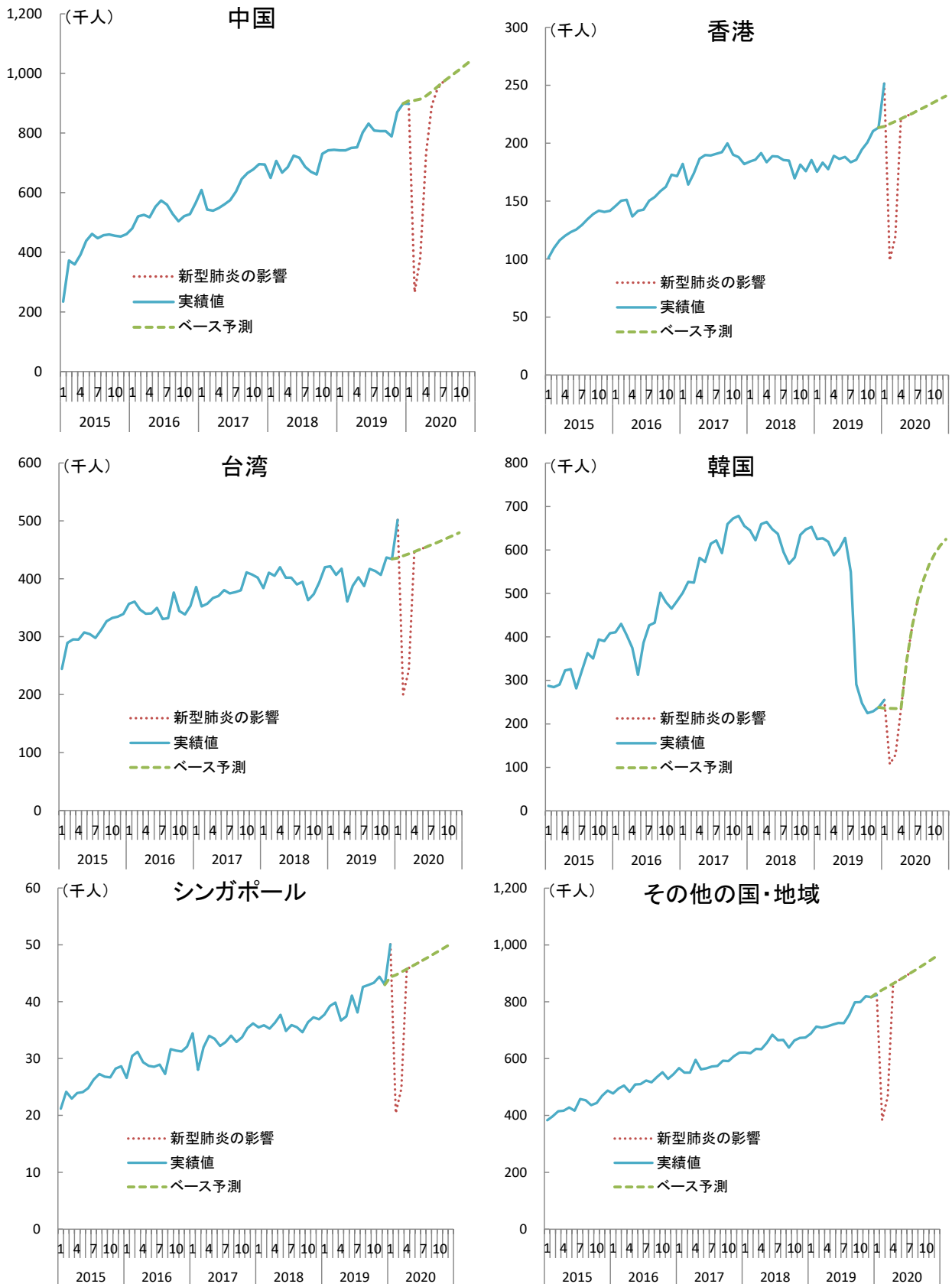
図表 5. 新型コロナウイルスによるインバウンドへの影響の予測結果まとめ(2020 年の 1 年間での影響)

		中国	香港	台湾	韓国	シンガポール	その他の国・地域	計
① ベース予測 (仮にコロナウイルスが発生しなかった場合)	(100万人)	11.60	2.73	5.49	5.02	0.57	10.79	36.19
② コロナウイルスによる影響	(100万人)	▲ 1.35	▲ 0.21	▲ 0.43	▲ 0.25	▲ 0.04	▲ 0.83	▲ 3.11
③ コロナウイルスの影響度 (②/①)	(%)	▲ 11.6	▲ 7.8	▲ 7.8	▲ 4.9	▲ 6.7	▲ 7.7	▲ 8.6
訪日客による消費の減少 (②×一人当たり消費額)	(10億円)	▲ 287	▲ 33	▲ 51	▲ 19	▲ 7	▲ 137	▲ 492

出所) 三井住友トラスト基礎研究所

注) 消費の減少額については、予測された訪日客数の減少額に、2019 年における一人あたり消費額の実績(観光庁「訪日外国人消費動向調査」)を掛けることで算出したもの。

図表 6. 国・地域別にみた新型コロナウイルスによる影響



出所) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) 実績値は三井住友トラスト基礎研究所による季節調整値。ベース予測は2019年12月までの実績値をARIMAモデルにより延伸したもの。

「新型コロナウイルスの影響」は、SARS流行時と同等のインパクトを2020年2月以降想定して試算した結果(2020年1月は実績値)。

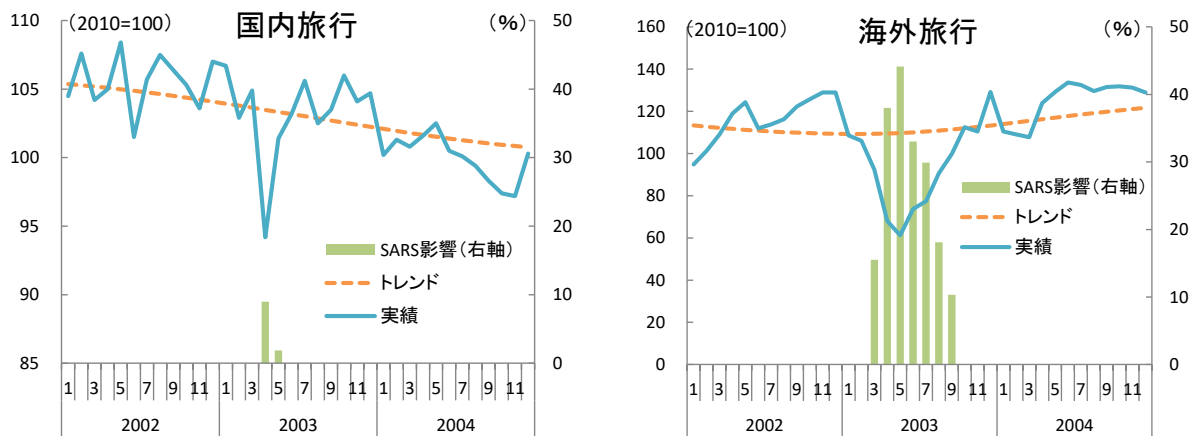
## ■ 日本人の国内旅行への影響は未知数

ここまで、2003年のSARS流行時との比較でインバウンドへの影響を考察してきた。一方で、今般の新型コロナウイルス流行は、国内での感染が確認されなかったSARSとは状況が大きく異なり、足下では日本国内での感染拡大が続いている。国内での感染拡大と、それに伴う旅行・レジャー・買い物等の自粛の動きが今後さらに拡大すれば、インバウンドによる影響以上に大きな影響となることが見込まれる。

この点をSARS流行時における日本人の旅行行動からみてみると(図表7)、日本人の海外旅行は、2003年4月以降大幅かつ持続的な低下がみられる一方で、日本人の国内旅行には目立った低下はみられない(4月に10%程度減少したのみ)。これは国内でのSARS感染者が確認されず、自粛ムードもほとんどみられなかったためだが、今回の新型コロナウイルスの場合は、国内旅行(やレジャー等のその他のサービス)においても、海外旅行と同等のインパクトが生じる可能性がある。

ただし、自粛による経済的影響は懸念される中でも、感染拡大を防ぐことが最優先課題であることは間違いない。政府・自治体の方針に従って、感染拡大防止に向けて適切な対応をとることが重要と考えられる。

図表7. SARS流行時の日本人の旅行行動への影響(実質ベース)



出所) 経済産業省「第3次産業活動指数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成

(注) トrendは季節調整値を時系列フィルタリングにより平滑化したもの。

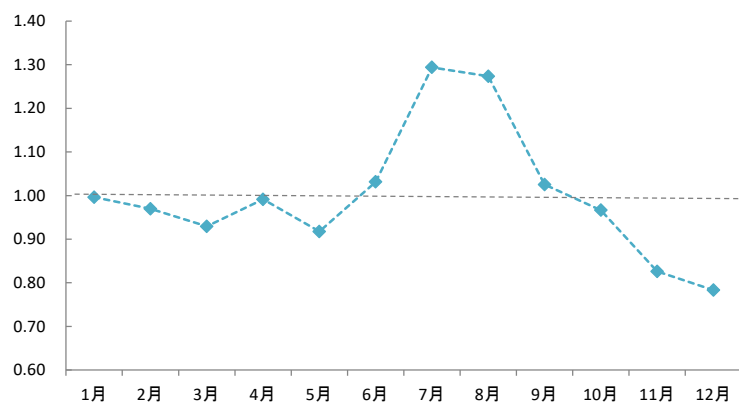
## ■ 影響の長期化にも留意が必要

今回の試算ではSARSと同程度の期間での流行終息を想定したものの、実際にはそれ以上に流行が長期化する可能性もある。仮に流行が夏場まで長引いた場合は、東京オリンピックへの影響に加えて、中国人旅行者のピーク時期に重なることも問題となる。

一般的に、1~2月は春節休暇による中国人旅行者が多いとみられているが、実際の月毎の旅行者数の大きさをみると、最も大きいのは夏休みシーズンの7-8月であり、平均的な月よりも30%程度多い(図表8)。新型コロナウイルスについても、影響が7月以降まで長期化した場合は、観光産業により大きな打撃を与えることになる。

今回の新型コロナウイルスについては、SARSと比較して致死率は低いものの、無症状患者からの感染の可能性も指摘されていること、再感染の事例も報告されていること、またそれらを踏まえて各国で大幅な移動制限がかかっていること等から、影響はSARS以上となる可能性が高いと思われる。本稿においては、データの制約上、「SARSと同程度の影響」との想定を置いて試算を行ったが、本稿の数字はあくまで最低限の影響として捉えた上で、今後の動向を注視していく必要がある。

図表 8. 訪日中国人旅行者の季節性（原数値／季節調整値）



出所) 日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」をもとに三井住友トラスト基礎研究所作成



## 【お問い合わせ】投資調査第2部

<https://www.smtri.jp/contact/form-investment/investment.html>

1. この書類を含め、当社が提供する資料類は、情報の提供を唯一の目的としたものであり、不動産および金融商品を含む商品、サービスまたは権利の販売その他の取引の申込み、勧誘、あっ旋、媒介等を目的としたものではありません。銘柄等の選択、投資判断の最終決定、またはこの書類のご利用に際しては、お客さまご自身でご判断くださいますようお願いいたします。また、法務、税務、財務等に関する事項につきましては、それぞれ弁護士、税理士、会計士等にご相談・ご確認されますようお願いいたします。
2. この書類を含め、当社が提供する資料類は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成していますが、当社はその正確性および完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料は作成時点または調査時点において入手可能な情報等に基づいて作成されたものであり、ここに示したすべての内容は、作成日における判断を示したものです。また、今後の見通し、予測、推計等は将来を保証するものではありません。本資料の内容は、予告なく変更される場合があります。当社は、本資料の論旨と一致しない他の資料を公表している、あるいは今後公表する場合があります。
3. この資料の権利は当社に帰属しております。当社の事前の了承なく、その目的や方法の如何を問わず、本資料の全部または一部を複製・転載・改変等してご使用されないようお願いいたします。
4. 当社は不動産鑑定業者ではなく、不動産等について鑑定評価書を作成、交付することはありません。当社は不動産投資顧問業者または金融商品取引業者として、投資対象商品の価値または価値の分析に基づく投資判断に関する助言業務を行います。当社は助言業務を遂行する過程で、不動産等について資産価値を算出する場合があります。しかし、この資産価値の算出は、当社の助言業務遂行上の必要に応じて行うものであり、ひとつの金額表示は行わず、複数、幅、分布等により表示いたします。